

第1029回 高知市教育委員会 12月定例会 議事録

- 1 開催日 平成20年12月26日（金）
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
日程第1 会議録署名委員の指名について
- 4 報告
 - ・平成20年12月高知市議会定例会について
教育長専決処分（追加予算外議案について）ほか
 - ・高知県立高等学校の通学区域見直しについて
 - ・県市協働による学力向上対策について
 - ・高知市立学校教員・講師に係る措置について
- 5 委員長閉会宣言
- 6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	人事班長	土 居 英 一
	学校教育班指導主事	田 邊 裕 貴
	学校教育班指導主幹	杉 本 政 文
	学事課長	佐々木 正 彦
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成20年12月26日（金） 午後3時00分～午後4時16分

2 議事内容

開会 午後3時00分

澤田委員長

ただいまから、第1029回高知市教育委員会12月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝渕委員さん、お願いいたします。本日は報告事項のみです。

まず、「平成20年12月高知市議会定例会について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

総課長の弘田です。

報告させていただきます。お手元に配布しております「経済文教常任委員会審議状況」というA4で縦6枚つづりの資料をご覧いただきたいと思います。

12月18日と22日の2日間にわたって開かれました経済文教委員会での議案審査や陳情の審査について記載させていただいております。

まず1ページの1の議案審査でございますけれども、教育委員会の議案は20件ございました。委員会での審議結果でございますけれども、一般会計補正予算の第139号議案と文化プラザの指定管理者の指定に関する第213号議案と小学校での事故に係る損害賠償の額を定める第217号議案については、全会一致で可決されました。22日の本会議でも同様に可決されましたことをご報告いたします。

なお、第217号議案の損害賠償の額を定める議案につきましては、市長部局と協議の結果、急遽12月17日に議会に追加提出することとなりまして、教育委員会を開催するいとまがございましたので、教育長の専決処分とさせていただきます。

また、事故発生以来、教育委員会が被害者の方々に対応してきましたことから、教育委員会としては、議案に対し特に意見はない旨を市長部局に報告しましたことを併せてご了解いただきたいと存じます。議案の内容につきましては、後ほど学事課長のほうから説明申し上げます。

追手前小学校と新堀小学校の統合にかかわります第180号議案につきましては、6対4の賛成多数で可決されました。反対は日本共産党の二人の議員さんと市民クラブの二人の議員さんでした。22日の本会議でも賛成多数で可決されましたことをご報告いたします。

次に、全庁的な施設使用料の改正に係る条例改正の第181号から第196号の16議案につきましては、すべて継続審査となりました。22日の本会議でも同様の決定となりましたことを報告いたします。

続きまして、2の陳情の審査でございますけれども、まず陳情17号「追手前小学校の統廃合問題に対し、今議会での拙速な判断をされないよう求める件」についてですが、22日午前に委員会が開催されまして、4対6の賛成少数で不採択となりました。陳情に賛成されましたのは、日本共産党の二人の議員さんと市民クラブの二人の議員さんでした。

次に、陳情第19号「第411回市議会定例会の『市第180号高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案』に係る追手前小学校の廃校問題の件」についてですが、同じ日の委員会で1対9の賛成少数で不採択とされました。賛成されましたのは市民クラブの一人の議員さんでした。なお本会議でも、賛成少数で不採択ということになっております。

続きまして2ページ以降に、議案審査で出されました各委員さんの意見を記載しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。なお、陳情の審査に際しての教育委員会への説明、質疑は求められなかったことを申し添えさせていただきます。

また、お手元に配布しておりますA3縦の資料で12月議会質問概要を配布させていただいております。後ほどご覧いただきたいと思いますが、松原教育長の所信や学力向上対策プラン、学区制の撤廃を中心に57問という多くの質問がなされました。後ほど教育長から補足がありましたらご説明をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

学事課長

学事課長の佐々木でございます。

議案書の5ページをご覧ください。追加提出いたしました損害賠償の額を定める議案につきまして説明させていただきます。

これは平成元年1月25日に市立小学校で発生しました事故につきまして、大津に在住の被害者と示談をし、1,406万6,663円の損害賠償を行おうとするものでございます。

この事故は、理科の実験中にアルコールランプの取り扱いを誤り、当時小学校4年生だった被害者が顔面を中心に火傷を負ったものでございます。

教育委員会では、被害者の症状固定と医療行為の終了を待って、速やかに損害賠償を行う予定でしたが、顔に残る火傷痕に対して形成手術を受けるためには、体の組織がしっかりする23歳くらいまで待つように主治医からの意見があったことや、被害者も手術を受けるかどうかを迷われていらっしゃいました。

また、ご両親のほうが、多額の現金がまだ若い被害者にいきますと、生活設計が間違っただけにいきはしないかということにつきまして、大変心配されていたことなどから、今日までに損害賠償に至っていなかったものでございます。

しかしながら、損害賠償請求に関する権利が消滅する除斥期間の20年を迎えるのが、来年1月24日でございますので、それを過ぎますと賠償請求自体ができなくなることから、改めて協議させていただきまして、本人の意思を確認できたことから、今回の議案提出となったものでございます。

なお、被害者の方は、まだ顔にいくらか傷が残っておりまして、これまでも心無い言葉をかけられたり、人間関係の構築がうまくいかなかったり、極端な場合はいじめにも遭ったりしたようなこともありまして、この度の議案提案につきましても、住所、氏名等を伏せてほしいと強く希望されておりました。そのため、今回は、本人ばかりでなくご家族の方の心労も察しまして匿名として提案させていただきました。

なお、損害賠償額は、全額全国市長会損害保険から補填されることとなっております。

以上でございます。

松原教育長

議会質問について補足いたします。

自民みらいの会の戸田議員から、入学式と卒業式での国旗の掲揚と国歌の斉唱について、新しい教育長の認識を伺うというような質問がありました。それと同時に学習指導要領には、法的拘束力があるのかどうかという質問を受けました。国旗、国歌の問題について実態は、すべての学校で国旗を掲揚し、国歌を斉唱しているわけですけれども、例えば国歌であれば、本当に子どもたちがしっかり歌を歌っているかどうかという問題は残りますけれども、一応国旗を掲揚し、国歌を斉唱している実態は変わらないという答弁をしております。

もう一つは、学習指導要領の法的拘束力の問題ですけれども、過去の伝習館訴訟という訴訟の中でも明らかになっているわけですけれども、学習指導要領には法的拘束力があるという判例が残っておりますので、法的拘束力はあると答弁いたしました。

そして、黒潮薫る会の福島議員から、新しく就任した松原教育長の教育に対する姿勢について質問がありました。吉川前教育長の遺志を継いで、私が教育長になったからといって、180度教育方針が変わることはないということで、遺志を継いでやっていきたいと申し上げました。特に、不登校の問題であるとか学力向上の問題については、徹底的に取り組みを強化していくという答弁をしております。

そして、市民クラブの岡崎邦子議員から、学校給食の民間委託の試行に関して、委託先として県外の業者が選定されたことに対して、地元雇用はあるかどうかの質問がありました。今、メフォスという会社が委託先として選定されているわけですがけれども、メフォスの会社そのものも、地元雇用を目指した形で取り組みを行っているということで、おそらく地元雇用がなされるのではないかとということをお答えしています。

そして共産党の岡田議員さんからも私の姿勢について何点か質問がありました。そして、はた議員さんからは、学区制の撤廃について、9月と前教育長がまだご健在の6月議会のときに、学区制の撤廃については納得できないという答弁をしている。しかし、今回の松原教育長は、「一定配慮していただいていることを評価している」ということで、どうしてそういうことになったのかについて質問がありました。

そこらあたりが大きなところと考えております。

初めての登壇で上がってしまい、十分な答弁ができなかったという反省はあります。

以上が、議会質問での概要でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

舛田教育次長

教育次長の舛田です。少し補足させていただきます。

先ほど、条例議案のうち多くが継続審査になっておることを申し上げましたが、教育委員会の分だけが継続審査となっているわけではございません。財政窮乏の折ですが、少し上げ幅が大きすぎるのではないかとということで、全庁的にそういった議会からの指摘ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

澤田委員長

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

次に、「高知県立高等学校の通学区域の見直しについて」事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

お手元に資料を配らせていただきます。学区制の見直し及び高等学校入学者選抜制度の変更についてご説明をいたします。

まず学区制通学区域の見直しについてでございます。学区制撤廃のメリット、デメリットについてです。メリットとしては、居住する地域による制限がなくなり、中学生の高等学校進学に際して選択肢が増える。また、すべての中学生が、自分の個性や能力、将来の進路を考え、行きたい高等学校を自由に選択する。こうしたことから、高等学校においては、特色ある学校づくりが進むということがあげられます。

デメリットといたしましては、本市の高等学校を希望する生徒が現在より通学のための距離が遠くなり、周辺の高等学校に影響が出てくる。本市の中学生が、市外の高等学校に通学しなければならないという影響が出ます。それにより、遠距離通学の生徒が増加すれば、通学費がかかるという経済的な理由から、高校進学への断念、あるいは中退というような懸念がございます。

教育委員会といたしましては、学区制の撤廃により本市の高等学校への一極集中に拍車がかかれば、本市の子どもたちが不利益を被るだけでなく、過疎地にある高等学校の存続にかかわる重大な問題であると捉えており、学区制の撤廃には同意できないという立場をとってまいりました。

また、同検討委員会から県の教育長に報告書が提出された際にも、撤廃に際しては、慎重な対応を求めてまいりました。

こうした中で、このたび県教育委員会は撤廃を決定したわけですので、市教育委員会の意見がお手元の資料にお示ししたとおり24年度に学区制の撤廃となりますが、区外枠が22年度に15パーセント、23年度に20パーセントという、いわば激変緩和のための猶予期間ができたということで、一定の配慮

がなされたものと考えております。

今後は、市内高等学校入学定員の増員及び生徒数減少に伴っても、定数の据え置き維持といった要望を出しまして、本市の子どもたちが希望する高等学校に進学できるよう進路保障に努めてまいります。

しかし何より一人ひとりの生徒に、しっかりとした学力をつけて高等学校に進学していただくということが一番ですので、そうした役割と責任を持って今後の学力向上に対して全力で取り組んでまいりますというふうに考えております。

次に、もう一つの資料でございます平成22年度から県立高等学校の入学者選抜制度が改正されることになっております。県教育委員会は本年9月に、この学校教育問題検討委員会から出された高等学校入学者選抜の見直しについて答申を受けております。

平成22年度の入学者選抜、今の中学校2年生が受験するときから、入試制度を改正するという事です。この答申では、入学者選抜制度の改変の方向性として、中学生の指導に有意義な制度とすること、基礎学力を確認することができることともに中学生の学習意欲の向上に役立つものとする事、中学生の主体的な行きたい学校選択を保障することができるものとする事などが示されております。

お手元にお届けいたしました資料では、上段は18年度から始まっている現行の制度、下段は22年度から行う新しい制度でございます。前期選抜、後期選抜、再募集、特例募集という選抜の構成は変わっておりませんが、選抜の方法が、前期選抜と後期選抜の内容が入れ替わったという形になっております。

また前期選抜には共通の5教科の学力検査を導入すること、2番目に後期選抜は各校独自の選抜方法とすること、3番目として前期、後期選抜の募集割合を見直す。前期募集の割合を入学定員の50パーセントであったものから80パーセントに拡大すること、前期選抜を現行の1月末実施から2月上旬実施とし、後期選抜との間を短縮することなどが改正されております。

なお、再募集、特例募集についての変更はございません。

高知市立商業高等学校入試につきましては、これまでも県立高等学校と同じ入試制度の下で実施しておりますので、商業高校におきましても、平成22年度からの県立高校の入学者選抜に準じ、実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

松原教育長

前教育長は、高校の通学区域の撤廃に同意できないということをはじめの段階には言われていたわけですが、実際のところある議員さんは、撤廃することが子どもの教育の機会均等を阻むものだとおっしゃっているわけです。けれども一方では、学区制があることで、子どもの教育の機会均等を阻むものだという意見もあります。

例えば、高岡の子どもが追手前高校や小津高校を受けたいと思ったとしても、区外枠ということではじかれて、区内でしか受けることができないわけですね。

このように考えますと、先ほどの議員さんがおっしゃることとは、逆のことが言えます。簡単に言うと、子どもの教育を受ける機会均等を奪うことになっているわけですね。

教育委員の皆さん方は、学区制の撤廃の問題についてどうでしょうか。子どもがどんどん区外に出ていくということに対する懸念があるという問題、一方では、子どもの行きたい学校を選ぶために、もう少しというふうな逆の立場の意見もあるわけですが、そのところはいかがでしょうか。

山本委員

学区が全県で一学区になった場合に、家庭環境によって、それぞれ自分が好んで行ける方とそうでない方が出てきた場合に、本当に自分が行きたかったとしても、なかなかそういったことが環境的にできないというのは、子どもにとって不利になる場合も出てくる可能性が多いですね。

松原教育長

おっしゃるとおりでして、同意できないというのは、おそらくそこらあたりが背景にあって同意できないということを表明されたと思うのです。一方、高岡に住んでいる人は、あんまり距離が変わらないのに例えば、小津高校へ行きたくても行けないというふうな問題があります。

この問題は、本当に二つの意見が真っ向から相対立しているということですね。

溝渕委員

学区外から通学できたとしても、下宿をしないと通学できない。そういう意味で、学力だけではなくて経済的な問題で行きたくても行けない人たちがいますね。それから、逆に市内から遠くの学校に行かざるを得ない人たちも、またそれなりに費用が掛かると思うのです。本来は、自分たちが居住しているところから学校に行けるというのが理想なのでしょうけども、同じ県立学校なのに格差があって、選択の幅が狭められるというところが問題だと思います。全県一区になっても学校の差がそれほどなければ、あまり問題にはならないだろうと思います。

松原教育長

従来は、実業高校は全県一区なのです。追手前高校などは、コースがあるから全県一区ですよ。今対象になっているのは、小津高校の普通科とそして高知西、高知東、高知南、そして岡豊も市内に入れて考えられますね。

澤田委員長

私はすでに現場を離れていますけれども、学区制のことについて、以前と同じことを聞いている気がします。

教育次長

次長の岡村です。

私も、高等学校問題検討委員会の委員になっております。委員は、いろんな団体の方々に構成されていたのですが、高等学校の先生方からみれば、学区制の問題だけではなくて、入試制度のあり方なども検討されましたので、やはりもう少し力をつけた中学生を入学させたいというのが、言葉の端々から非常に強く感じられました。

やっぱり80パーセントの生徒に対しては、5教科を前期試験でやって、今までは半分まで決まっていた。80パーセントというのは、学力試験をやっていい子どもを早く入学させたいという高等学校の先生方の考えも言葉の端々から伺えたというところがございます。

ただ、吉川前教育長は、一つには本市の中学卒業生が、希望しないのに市外の学校に行かなくてはならない子どもたちが必ず出てくる。高知市の子どもたちの進路を保障するのが、われわれ教育委員会の仕事でもあるというお考えもあったかと思えますし、また先ほども出ておりました市外の過疎地の高等学校の存続問題にもかかわってくるのではないかということです。

これまで、現在もそうでございますけれども、県教育委員会の高等学校課を中心にした研究委員会では、特色ある学校づくりということで松原教育長も前任されておりました大方高等学校もそうございますけれども、たくさんの特色ある取り組みをしてきたにもかかわらず、歯止めが掛からないといえますか、高知市の学校に行きたいということがあります。

特に高知市学区の近辺ですね、香美市のお子さんなどは、汽車では20分程度で来れる岡豊高校に入れないという状況があります。あるいは土佐市のおさんは高岡高校には行けるけれども、近くの西高校には行けないという状況があるわけです。

そういう中で、土佐市あるいは香美市の委員の皆さんには、学校が家から近くにあるのに行けないという状況は、何ともしがたいというご意見もあったように記憶しております。

澤田委員長

私が郡部におりましたときの、今の香美市ですけれども、区域外というのは非常に学力を問われますので、その学校でトップクラスであっても、なかなかその枠へ入れないということがありました。競争が激しくて入れないという状況があったのです。保護者の方々もいろいろと調べられて、高知市内へ住所を移すというのが非常に多くあったのです、帯屋町とか。ところが、帯屋町のお店の方に

住所があるということで訪ねて行くと、そこにいないということがありました。郡部におりますと、市内の、特に追手前高校、小津高校に行きたいがために無理をしてですね、枠に入ろうとして。

しかし、私どもはどういう指導をしてきたかという、やっぱりその高校で何を学ぶか、どのような学校生活を送るのかということが大事であると申しました。世間の風評である学校がいい学校、この学校はよくないというようなことにはすごく抵抗があつて、子どもたちにも家庭の経済状態とか、いろんなことを総合して決めていくわけですけれども、じゃあ近くの郡部の学校が駄目な学校なのかということは、あり得ないということを強調して指導してきました。

けれど、やっぱりその枠に入りたい子どもが無理をしたというところもありますけれども、基本的にはどこの学校でも、とにかく何をどのように学ぶかということをしっかり認識していないと、せっかく市内の学校へ来られたけれども、卒業できなかったという子どもたちが当時はたくさんおりましたので、まず進路指導をどのようにするかという現場の先生方の考えをきちんと確かめていかなければいけないと思いますね。

本質的には学区制というのは、一つの秩序という役割も果たしているようにも思いました。みんなが無理して来ようとする。さっきお話したように住所を不正取得して、つまり帯屋町のお店の方に頼んで移すというようなことはしてほしくなかったわけですね。

高知市からすれば、高知市の子どもたちの進路指導を保障しなければいけないという点から言えば、全部撤廃するというのに対して、少し早過ぎないかというような思いも、個人的にはしておりました。今の現場の先生方が、本当に子どもたちの進路保障に向きあい、子どもたちの幸せのためにどのような考えを持っているのかということのを再認識していただきたいと思っております。

西山委員

教育の機会均等というところで、どうバランスを取っていくかというのが一番のポイントではないですかね。ですから、ある面で学区制があるがゆえに秩序が守られるという見方もあるし、そういった意味で、本当に自分の進路あるいは自分の学力も考え、志望している学校が子どもさんの希望でもあり、保護者の方の希望でもあるということを考えると、そういう選択ができるということは、教育の機会均等でもあるというふうに考えることができます。

ただ、経済的ないろんな理由で、行きたくても行けないということに対して、例えば奨学制度とか就学にとっての何らかの手立てが講じられているとその辺のバランスが保たれていくのではないかというふうに思います。

やはり、奨学制度という点では予算が伴っているということは、共通の課題でもありますので、スケジュールを立てて進めていくことは、必要最低限の事項だと思います。

山本委員

前期に定員の80パーセントくらいが決まるとなると、10人中2人が後期に回るということで、その期間というのは、学級クラス運営がかなり難しいし、先生方もかなり気を遣われたことと思います。

松原教育長

私もそれを心配しています。中学校の校長の立場で考えたときには、80パーセントが入って、20パーセントが残るわけですね。しかも、残された子どもさんは、試験が卒業式の後になるわけですね。それで、学級がうまくいくのかと心配しています。今までは50パーセントだったものが、80パーセントになってうまくいくかという心配をしています。

山本委員

片や、合格したということで安心している子どもと、まだまだ残されている子どものバランスというのが非常に難しいという気がします。

澤田委員長

その心配は大いにあります。私学に受かっている子どもたちは、気持ちはフワッと楽になっておりますので、非常に賑やかになりますね。でも私学もない、そして自分の力に不安を覚えている子どもというのは、受ける前から落ち込んでいるというか。だから、学級担任やその他の先生方は、そういった子どもたちに静かになるようにという指導はされていると思います。

松原教育長

今までだったら、例えば80名を採る学校があったら、50パーセントですから前期で40名採るわけですね。あとは全部落ちるわけですね。だけど、次も落ちた子どもが来るわけですので、結局、前期で採っても大差がない感じになるわけです。だから、現場の校長としては、どうせ採るのに、半分を落とさないといかんわけですね。それなら、はじめから全部採ったらどうかという意見になるわけです。その子どものことを考えると、前期で落としてまた次に採るといいうことよりも、できるだけそういうことを少なくするために80パーセント採るといいう案になったのだらうと思います。

けれども、しんどいですね、20パーセントの生徒が残されるのは。

岡村次長

その件と併せ、検討委員会での話が出ておりましたのは、来年21年度の入試までは1月の後半に前期試験を、後期試験が3月となります。その間、約2か月近く空くわけですね。その間に前期試験で合格している子どもは、もう内定していますから、勉強をしない。片や、後期を受ける子どもたちは、一生懸命勉強しなくてはならない。その子どもたちが学級の中に混同しているわけで、非常に学級指導が難しかったこともありまして、中学校の先生方の委員さんから、前期と後期の間は、できるだけ狭めてもらいたいということで、22年度からは前期試験を2月にして、後期試験は3月の中旬にしようということで、若干その間を狭めたと申しますか、そうところもあったのではないかと考えております。

松原教育長

一番の問題は、私学に採られるということで、私学より先にやりたいという気持ちがあります。私学を先に受けられますので。

岡村次長

平成22年度以降も、私学の試験は今までと同じようにやられるわけですね、先に私学の試験がある。それから前期試験があるという形になる可能性もございます。

澤田委員長

いずれにしても、先ほど課長がおっしゃったように、子どもには確かな学力を付けさせておく。どういう状況になろうとも自信を持って受験できるように、ということになるかと思っております。

溝渕委員

この制度改正は、高知市立商業高等学校にはどんな影響がありますか。

学校教育課長

市立商業高等学校は、商業課程で全県一区となっておりますので、前と同じでありまして、影響はないと考えます。

澤田委員長

よろしいでしょうか。

続いて、「県市協働による学力向上対策について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

お手元に「今こそ学力向上」という資料をお配りさせていただきました。

まず、県市連携による学力向上プランという内容です。知事、市長等が学力向上について、県市協働でやらなきゃいけないということですので新聞等で報道がございました。高知市教育委員会といたしましては、県教委と協議を行いまして、どうすれば学力の向上が図っていけるかということで、これはやはり学習の習慣で、そういった確実なプログラムを組むべきではないかということで構想を練ったものでございます。

ご承知のように、一番下段には全国学力状況調査から見えたものとして、やはり全国との差が大きいこと。また家で学校の宿題をしているかということにつきましては、ずいぶんと差が広がっていることと、やはり学習に対する意欲や習慣の欠如、また家庭学習での問題も浮き彫りとされたわけでございます。そうした中で、学習習慣確立プログラムは、すでに本市中学校が学習支援システムという

システムをさらにバージョンアップさせるものでございます。それに加え、人的な配置によって一人ひとりの子どもたちの学力を向上させる取り組みでございます。

簡単に説明させていただきます。4月から3月までの1年間の取り組みでございますが、3年生の例で申しますと、実力テスト、中間テスト、これはもうすでにやっている内容でございます。そうした中で今回新しく取り入れておきたいというのは、この「予習ドリルたしかめ」、こういったものを宿題として出し、確認テストを実施します。そうしますと25日以内に個人成績が出て、一覧表ができます。今までは、よくできている子どもに対しては、どちらかという中間層も含めて手が届かなかった状況がございました。そういった子どもたちには、チャレンジシートという難しい問題をやっていただくということが可能になります。

そして、今度は復習としてフォローアップとして問題が出されますので、非常に簡単なやさしい問題からプリントが構成される。分からないプリントは冊子化され、またはダウンロードして取り出すことができます。冊子化されたものについては、子どもが、ここを間違えればここへ行けばいいという説明がありますので、子どもが自らプリントを選択できるというような形になります。

ただ最初はなかなか難しいと思いますので、先生方がフォローしてくださる。また、どうしても一人では学習できない子どもたちのために、生徒指導支援員や中学校学力向上補助員を全校に配置したいと考えています。

また、学力向上サポーター、多忙な先生方がどうしても毎日の宿題の点検ができない、傾向がなかなかつかめないということで、この学力向上サポーターを週10時間程度配置いたしまして、そういった点検作業をやっていただく。あるいは補習のサポートをしていただくということで、一人ひとりにかかわっていきこう。そしてやってきたこと、間違ってきたことをすぐに見てあげて、すぐにこういった問題でフォローしていきこうという習慣づけを行っていきたいと考えております。

中段下にありますのは、確認テストは中3では3回ありますが、1、2年生では、2回実施していきこうというものです。

さらに、市の単独事業ですが、こうした内容を積極的に組織としてやっていただくミドルリーダーを育てるために、高知教師塾ということで、原田先生とおっしゃる大変有名な方で、元々は大阪の公立中学校の教師として実績を上げた方です。

5回を1セットにして2セットで年10回となります。今までならば、年間に1回程度の話聞いてそれで終わりということでしたが、5か月間で5回を連続して、希望の先生方に講義なり実技を行っていただくという形、そういった内容を学校組織に導入していきたいと考えております。

いずれにしても、私どもとしましては、3年間で全国レベルというふうな県の教育長の意思がございしますが、本市の中学校においては県の平均を下げております。そういった課題に対して有効な手立てであると考えておりますし、先生方のボトムアップを含めて、教育委員会、学校の全員が子どもたちのためにやっていきたいと思っておりますので、ご協力、ご支援よろしく申し上げます。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西山委員

市の単独事業での高知教師塾ですが、希望の先生は自己負担はないのでしょうか。

学校教育課長

講師料などそういったものは、すべて市で負担しますので、先生方の負担はゼロでやりたいと思っています。

西山委員

勤務の扱いとしては、例えば超過勤務だとかはどういう扱いになるのですか。

学校教育課長

土曜日の午後1時から9時までを予定しております。意欲のある先生方の自主参加になりますので勤務ではございません。ほんとに意欲のある先生方がここに来られて、指導役として他の先生方を育

ていただくというイメージを持っています。

西山委員

13時から21時までの会ですか。

学校教育課長

今のところそうです。あと原田先生と再度、日程等で詰めさせていただきます。決定ではございません。

溝淵委員

年齢制限はあるのですか。

学校教育課長

年齢制限はございません。

山本委員

このプログラムで行けばかなり効果が出るような形だと思うのですが、全国との、例えば家庭での宿題をしているかどうかの差というのは、高知と全国のトップとどこかに取り組みの差があるのですか。

学校教育課長

差は、宿題を出し切れていなかったというのが一つあります。もう一つは、家庭の教育力の差といえれば簡単なのですが、どうしても家庭で学習する環境にない家庭も多いのではないかと、完全に比べたわけではございませんが。先生方に聞くと、やはりクラスに何人か、家での環境が宿題をできる状況ではないということも聞いております。

ただ、元々は出さなければならぬ宿題を、組織として確立していませんでした。例えば、数学を5クラス持っていれば、1クラス40人としますと、毎日200人のプリントを出して、そして作って、見られるかという、これは見られません。小学校は、40人としたらお一人で見られるわけです。ところが中学校に入って、数学の先生にばかりに返ってくれば、その数学の先生はパンクしてしまう状況になります。そこで今宿題のプログラムというのは、中学校では教頭先生が管理をいたしていただいて、そうしたら減らしていける。

数学では、数学の先生だけが丸をしているわけではございません。そしてフォローも、様々な先生が課題について報告していくという形をとっていただいて、そこでは、毎日の宿題の点検ができて、宿題が出されていく。こういうシステムが高知市では少なかったと思っています。数学なり英語の先生がたまに出すことはありますが、毎日出して、毎日点検するという習慣がなかったということが大きな差だというふうに考えます。

松原教育長

宿題に対する考え方が、高知県の場合は、教育の本質論からいくと、宿題がどうなのかという賛否両論があって、宿題を出さず先生もおりますし、出さない先生もいるということがずっと長い間やられてきたのではないかとこの間に感じています。この間、ある若い愛媛県出身の先生に、愛媛県の子どもと高知県の子どもの宿題についてどこが違うかを尋ねたら、高知の子どもは宿題をやりなさいと言ってもやっこない。愛媛の子どもは必ずやって来ると言われました。やっこない子どもを学校に残してやらそうとしても、なかなかやらない。泣いて帰ると言うのですね。

だから宿題をやっていくという風土が、今までの中学校教育で本当にあったのかなという感じはあります。自分の反省も含めてですが。

西山委員

それに付随してですが、社会人になったとき違いが出てくることは認められますね。決められたことをきちっとやる、それに対して義務として受け止めるか、いやそれはやらなくてもいいと受け止めるかの違いですね。

松原教育長

宿題としてやらされるものよりも、自らやるところまで発展していかないと、本物にならないと考えます。例えば、小中学校で宿題をどんどん出してやったとしても、高校で出さなかったら、何もし

ないということとなってしまう意味がない。高校までやったとしても、大学の方で宿題が出なかったら勉強しないということになってはいけない。要は、自学自習として自分でこつこつ勉強するような態度を身につけていくのが大事ではないかと言われているわけですね。だけど、高知市の教育委員会は、そこに一足飛びにはいけない。宿題からはじめて学習の訓練を積んでいくということではないかと思うのです。

本来は宿題というのを、やらされるものよりも自らやるものにシフトしていかなければいけない時期がくると考えます。

西山委員

愛宕中学校を訪問した折に、予習型にするということで、例題をちゃんとノートに書いてきなさいということをやらせていると先生からお話がありました。非常に合理的な取り組みだと思いました。

やはり、宿題というものは自分でステップを踏んで、学校で分かってなきゃいけないというものを身に付ける。スポーツに例えれば、キャッチボールをしないでいきなり野球やろうというのは土台無理な話で、基礎的なところがおそらく宿題だろうなと思います。だから、いきなり試合をやってしまうと怪我をしてしまいます。

澤田委員長

最近先生方の宿題の出し方で、考えなければいけないと思うのは、「やれる人は、やってきなさい」というようなニュアンスで言うと高知の子どもは絶対やってきません。昔だったら、先生が「やれる子は、やってきなさい」と言うと、自分もやれる子になろうと思って頑張る子が多かったけれど、今は、曖昧にしてやってもやらなくてもどちらでもいいみたいな感じで宿題を与えると、子どものやる気が薄れて絶対やってこない。先ほど、愛媛県との違いで、愛媛の子どもは絶対やってくる、高知の子はそういう言い方をするとやってこないというふうなことで意見交わしたということをおっしゃられましたが、宿題の与え方ですけど、翌日の授業に必ず反映するように、そしてかなりの子どもが、やればできるというような宿題の内容でないといけないと思います。中には、明日までに作文5枚書いて来なさいというような先生もいました。これはとても無理ですよ。部活から帰って5枚の原稿用紙を埋めるというのは大変なことだと思います。

やっぱり、そこら辺りは、教師の力量が必要かと思えます。ぜひ教師塾で勉強していただいて、宿題を次の授業に生かせるような、そういうことから進めていけばいいじゃないかと思えます。

松原教育長

宿題なんかも、塾に行っている子どもは、帰ったらすぐに塾に行くわけですが、そしたら夜の10時ごろまで塾にいますので、それから宿題をやらなさいといけないわけですね。そうすると保護者は怒るわけですね。中学校なのに何でこんなに宿題を出すのかと。だから、管理してなかったら、各教科が全部宿題を出せずにいることになってしまうわけですね。

先ほど申したように、教頭先生が宿題を管理して、適当な宿題の量を決めてやっていると思うのですが、宿題を出しなさいといっても、全部の教科が宿題を出したら子どもは大変な状況になってしまう。それで、ようしない。してこなくても、それを認めてしまうようになるので、やらなくても構わないような宿題になってしまうケースがあるんですね。そういう面では、宿題は大変難しいです。

溝渕委員

中学校なんかだと、飛び飛びに授業が入りますので、仮に数学の宿題が出たら、次の数学の時間までにそれをやって、授業始まるまでに先生が宿題を見るくらいに考えていましたから、そんなにいっぱい点検しなくちゃならないなんていうのは想像がつかないですね。

学校教育課長

今、先生方が困っているのは、次の教科の単元に行くまでに、中2の問題でしたら、中1の問題がどこまで理解しているかを確かめるような宿題を出しています。それが無いと、次の単元の目当てができないということで、できるだけ復習のための宿題というふうなものを定期的に出したいというのが、先生方の考え方です。もう一つは、学んだことを繰り返し、巻き返しやらせる。そういうふうにしていかないと忘れてしまっ、次の学年で困ってしまうことになります。

西山委員

一番上に、地域への協力依頼というところがありますが、それはできればいいでしょうか、こんなところにも声を掛けていただけたらどうかということですが、頭の片隅に置いていただければいいと思うことがあります。

例えば、経済団体や、労働諸団体に対して協力を求める、そうすれば保護者の啓発という点におきまして、十分なインフォメーションが流せるのじゃないかと思えます。

澤田委員長

よろしいでしょうか。

では、最後に、「高知市立学校教員・講師に係る措置について」の報告ですが、この案件は人事に関する案件のため「秘密会」とします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条第4項の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時16分